

都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>(法第34条第11号の規定による指定する土地の区域)</p> <p>第5条 法第34条第11号の規定による指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域であって、原則として政令<u>第29条の9各号に掲げる</u>区域を含まない土地の区域のうちから、知事が指定するものとする。</p> <p>(1) 連たんしている建築物の相当数が居住の用に供するものである土地の区域</p> <p>(2) 規則で定める規模の道路が、当該区域内に適切に配置され、かつ、当該区域外の規則で定める規模の道路と接続している土地の区域</p> <p>(3) 排水施設が、当該区域内の下水（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第1号に規定する下水をいう。）を有効かつ適切に排出することができる構造及び能力で適切に配置されている土地の区域</p> <p>(4) 給水施設が、当該区域について想定される需要に支障を<u>来さない</u>ような構造及び能力で適切に配置されている土地の区域</p> <p>(5) 市街化区域の計画的な市街化に支障がない土地の区域</p> <p>2～6 略</p>	<p>(法第34条第11号の規定による指定する土地の区域)</p> <p>第5条 法第34条第11号の規定による指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域であって、原則として政令<u>第8条第1項第2号のロからニまでに掲げる土地の</u>区域を含まない土地の区域のうちから、知事が指定するものとする。</p> <p>(1) 連たんしている建築物の相当数が居住の用に供するものである土地の区域</p> <p>(2) 規則で定める規模の道路が、当該区域内に適切に配置され、かつ、当該区域外の規則で定める規模の道路と接続している土地の区域</p> <p>(3) 排水施設が、当該区域内の下水（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第1号に規定する下水をいう。）を有効かつ適切に排出することができる構造及び能力で適切に配置されている土地の区域</p> <p>(4) 給水施設が、当該区域について想定される需要に支障を<u>きたさない</u>ような構造及び能力で適切に配置されている土地の区域</p> <p>(5) 市街化区域の計画的な市街化に支障がない土地の区域</p> <p>2～6 略</p>
<p>(法第34条第12号の規定による開発行為)</p> <p>第7条 法第34条第12号の規定による区域、目的又は予定建築物の用途を限り定める開発行為は、<u>原則として政令第29条の9各号に掲げる</u>区域を含まない土地の区域における開発行為で、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 区域区分決定日（法第7条第1項に規定する区域区分に関する都市計画の決定又は変更により市街化調整区域に区分された日をいう。第4号において同じ。）以前から当該区分された市街化調整区域内の土地を所有する者（これに準ずる者で規則で定めるものを含む。）の親族（2親等内の血族に限る。）が当該市街化調整区域内において自己の居住の用に供するために新たに必要とする住宅の建築を目的として行う開発行為で、規則で定めるもの</p> <p>(2) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げるものに関する事業の施行に伴い、市街化調整区域内に存する建築物を移転し、又は除却する必要がある場合に、当該市街化調整区域内においてこれに代わる建築</p>	<p>(法第34条第12号の規定による開発行為)</p> <p>第7条 法第34条第12号の規定による区域、目的又は予定建築物の用途を限り定める開発行為は、<u>政令第8条第1項第2号のロからニまでに掲げる土地の</u>区域を含まない土地の区域における開発行為で、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 区域区分決定日（法第7条第1項に規定する区域区分に関する都市計画の決定又は変更により市街化調整区域に区分された日をいう。第4号において同じ。）以前から当該区分された市街化調整区域内の土地を所有する者（これに準ずる者で規則で定めるものを含む。）の親族（2親等内の血族に限る。）が当該市街化調整区域内において自己の居住の用に供するために新たに必要とする住宅の建築を目的として行う開発行為で、規則で定めるもの</p> <p>(2) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げるものに関する事業の施行に伴い、市街化調整区域内に存する建築物を移転し、又は除却する必要がある場合に、当該市街化調整区域内においてこれに代わる建築</p>

物で用途及び敷地面積が従前と著しく異なるものの建築を目的として行う開発行為で、規則で定めるもの

(3) 市街化調整区域内に存する自己の居住の用に供する住宅の改築又は増築を目的として行う開発行為で、規則で定めるもの

(4) 市街化調整区域内に所在する集落（相当程度の規模の集落で知事が指定するものに限る。）内に当該市街化調整区域に係る区域区分決定日以前から生活の本拠を有する者（これに準ずる者で規則で定めるものを含む。）が当該集落内において自己の居住の用に供する住宅の建築を目的として行う開発行為で、規則で定めるもの

（政令第36条第1項第3号のハの規定による建築物の新築等）

第8条 政令第36条第1項第3号のハの規定による区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築、改築又は用途の変更（以下この条において「新築等」という。）は、原則として政令第29条の9各号に掲げる区域を含まない土地の区域における建築物の新築等であって、前条各号に掲げる開発行為の目的となる建築物の新築等とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項、第35条の2第1項又は第43条第1項の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、この条例による改正後の都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第5条第1項、第7条及び第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

物で用途及び敷地面積が従前と著しく異なるものの建築を目的として行う開発行為で、規則で定めるもの

(3) 市街化調整区域内に存する自己の居住の用に供する住宅の改築又は増築を目的として行う開発行為で、規則で定めるもの

(4) 市街化調整区域内に所在する集落（相当程度の規模の集落で知事が指定するものに限る。）内に当該市街化調整区域に係る区域区分決定日以前から生活の本拠を有する者（これに準ずる者で規則で定めるものを含む。）が当該集落内において自己の居住の用に供する住宅の建築を目的として行う開発行為で、規則で定めるもの

（政令第36条第1項第3号のハの規定による建築物の新築等）

第8条 政令第36条第1項第3号のハの規定による区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築、改築又は用途の変更（以下この条において「新築等」という。）は、政令第8条第1項第2号のロからニまでに掲げる土地の区域を含まない土地の区域における建築物の新築等であって、前条各号に掲げる開発行為の目的となる建築物の新築等とする。